

大阪市市税条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の一部が平成29年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年5月16日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項」を「この項及び第3項第1号」に改め、同条第3項中「ついては」を「ついては、前項の規定にかかわらず」に改める。

第55条第3項中「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改める。

附則第2条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、新条例附則第15条第2項及び第5項の規定は、法人が施行日以後に提出する地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下この項において「平成29年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第321条の8第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは新法第20条の9の3第3項の規定

による更正請求書に係る法人の市民税又は施行日以後にされる新法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正（施行日前に提出された平成29年改正法による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の市民税若しくは施行日以後にされる新法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、法人が施行日前に提出した改正前の大阪市市税条例（以下この項及び次条において「旧条例」という。）第52条第7項若しくは第8項の規定による申告書若しくは旧法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の市民税又は施行日前にされた旧条例第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正に係る事業年度分の法人の市民税若しくは施行日前にされた同条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第2条に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、新条例第14条第1項及び第3項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項に規定する納期限（以下この項において「納期限」という。）が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来した法人の市民税に係る延滞金については、なお従前の例による。

附則第3条第1項中「改正前の大阪市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）」を「旧条例」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この条例の施行の際現に置かれている法第405条の固定資産評価補助員は、施行日において、第104条第1項の規定により置く固定資産評価補助員となり、同一性をもって存続するものとする。

附則第15条第2項中「、第22項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除

を受ける金額を増加させる同条第22項」に、「更正請求書」を「更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」に、「控除する金額」を「控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額の限度」に、「より計算した金額を限度とする」を「よる」に改め、同条第5項中「、第22項」を「の規定による申告書（第3項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項」に、「更正請求書」を「更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」に、「控除する金額」を「控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額の限度」に、「より計算した金額を限度とする」を「よる」に改める。

附則第17条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条中第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同項を同条第17項とする。

附則第39条第4項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(延滞金)

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

(1)-(3) 省 略

2 省 略

3 第1項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、**前項の規定にかかわらず**、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)-(2) 省 略

4 - 7 省 略

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 省 略

2 省 略

3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出す

る義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項第9項

（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準第9項

準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

4 省 略

附 則

（経過措置）

第2条 省 略

2 省 略

3 前項の規定にかかわらず、新条例附則第15条第2項及び第5項の規定は、法人が施行日以後に提出する地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下この項において「平成29年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第321条の8第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは新法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の市民税又は施行日以後にされる新法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正（施行日前に提出された平成29年改正法による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の市民税若しくは施行日以後にされる新法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、法人が施行日前に提出した改正前の大阪市市税条例（以下この項及び次条において「旧条例」という。）第52条第7項若しくは第8項の規定による申告書若しくは旧法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の市民税又は施行日前にされた旧条例第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正に係る事業年度分の法人の市民税若しくは施行日前にされた同条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

$\frac{3}{4} - \frac{6}{7}$ 省 略

法附則第8条の2の2第8項に定めるところにより計算した金額を限度とする。
よる。

3-4 省略

5 第3項の規定は、法第321条の8第4項、
の規定による申告書（第3項の規定により控除を受
第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第
ける金額を増加させる同条

3項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）に、
第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算
に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附
金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用す
る。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額の
限度は、法附則第8条の2の2第11項に定めるところにより計算した金額を限度とする。
よる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 省略

2-6 省略

7 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。
第28項

8 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
第29項

9 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。
第30項

10 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特
第32項

定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第14項までにおいて同じ。）に係る同号の条
例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で
第32項

定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で
第32項

定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で
第32項

定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で
第32項

定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 第37項

17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

16 第39項

19 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項の条例で定め
17

る割合は、3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 省 略

2 - 3 省 略

4 法附則第34条の2第9項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の
第10項

規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略